

日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



第 243 号

【目 次】

規制をデザインする難しさ タクシー事業の経験から考える…………… 1 青木 淳一	特別研究講座の開催…………… 7
国際原子力法学会 (I N L A) 第22回インド本大会 等出張報告…………… 4 村上 恵也 小路 智也	研究班の動き…………… 8
	新着図書案内…………… 9

規制をデザインする難しさ タクシー事業の経験から考える

青木 淳一

1. 道路運送法改正によるタクシー事業の規制緩和

タクシー事業規制の大きな転機は、平成12年の道路運送法改正である。参入規制の枠組みは、需給調整を要件の一つとする事業区域単位の「免許制」から、安全基準等を満たせば参入できる事業単位の「許可制」になった。法人タクシーについて見ると、①従前は60車両が必要だった最低保有車両数が10車両に緩和され、②中古車の導入も可能で、③営業所・車庫を「所有」せずとも良く「リース」で足りることとなり、事業開始に係る諸条件が大幅に緩和された。なお、増車する場合の事業計画の変更も「認可制」から「届出制」に緩和され、また、事業廃止にあたっては「許可制」から「(事後)届出制」になった。

タクシー運賃については、長らく「同一地域同一運賃」を原則としていたところ、平成5年から運賃の個別申請が認められ、平成9年から「ゾーン運賃」制度が導入された。さらに、平成12年の道路運送法改正では、運賃の認可基準は、能率的な経営の下における「適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないもの」とされた。運賃ブロックごとに上限価格が設定され、約1割引き下げた下限価格との間に収まる運賃が申請された場合は、審査が省略され、自動的に認可されるが(自動認可運賃)、下限価格を下回る運賃が申請された場合は、個々に提出された原価計算書等に基づき、不当競争の惹起のおそれがないこと等を個別審査する仕組みがとられた。

このように、タクシー事業をめぐる規制緩和も、

参入・退出の敷居を低くし、(限定的ではあるが) 自由な運賃設定を認めることで競争環境を作り、多様なサービスの創出等を通じて需要を喚起し、利便性の向上を図ろうとしたものであった。ところが、供給は増えたものの、需要は景気の影響を受けて低迷した。顧客獲得機会を増やすための増車が繰り返される一方で、事業者の自主的な退出が進まず、その結果、供給過剰となったのである。平成12年の道路運送法改正では、著しく供給過剰となった地域を指定し、期間を定めて新規の許可や増車の届出を認めない緊急調整措置が法定されていた。しかし、この措置は減車を強制できるものではなかったし、規制当局も、権利制限の程度が強いとして、権限の発動には慎重であった。

2. タクシー供給過剰問題への注目

供給過剰問題の対応に迫られた国は、供給過剰となっている、あるいは供給過剰になるおそれのある地域について、減車を奨励し、増車を抑制する方策を考案することとなる。特別監視地域の指定制度が平成13年から導入され、その後、平成19年には、特別監視地域の中でも特に供給過剰に対する監視を強化すべき地域として特定特別監視地域の指定制度が追加された。これらの制度は、特別監視地域、特定特別監視地域に指定された営業区域において、一定程度の減車を行わない、あるいは増車を行った事業者に対して監査を実施し、違反行為が確認された場合は通常よりも加重された不利益処分をするというものであった。緊急調整措置を発動するに至る事態を抑止するための予防措置に位置付けられていたが、そもそも通達に基づく制度であり、あくまでも行政上の措置であった。

こうした中で、平成20年には、国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会の答申が公表された。答申では、タクシーの輸送人員の減少、過剰な輸送力の増加、過度な運賃競争、タクシー事業の構造的要因(利用者の選択可能性の低さ、歩合制主体の賃金体系等)によって「タクシー事業を巡る諸問題」——タクシー事業の収益基盤の悪化、運転者の労働環境の悪化、違法・不適切な事業運営の横行、道路混雑等の交通問題・環境問題・都市問題、不十分な利用者サービスの問題が顕在化したこと、その対策

として、利用者のニーズに合致したサービス提供、悪質事業者等の監視強化、運賃制度の見直し、供給過剰進行地域の改善が挙げられた。

答申に示されたこれらの対策のうち、その後の立法との関連では、供給過剰進行地域の改善が注目される。自由な営業活動や競争が事業者の創意工夫を促し、消費者利益の増進につながり得ることに留意しつつ、供給過剰により問題が深刻化している地域においてはタクシーに関わる地域の多様な関係者が参画した総合的な取組みが必要であるとして、サービスの活性化、運転者の労働環境の改善等のほかに、供給の増加の抑制、事業者による減車促進といった対応があると述べられていた。

3. 特別措置法によるタクシー事業規制の揺り戻し

「タクシー事業を巡る諸問題」の解決策として、国は、平成12年に改正された道路運送法の基本的枠組みは維持しつつ、特別措置法の立法によって対応する道を選んだ。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「特措法」)は、平成21年に制定された。国土交通大臣によって指定される特定地域において、関係者から組織される地域協議会が地域計画を作成し、また、協議会構成員となったタクシー事業者(インサイダー)が特定事業計画を作成する。特定事業計画には減車等に関する取組み(事業再構築)を定めることができる。これにより事業者は単独または共同で自主的に減車を行う。なお、競争制限行為に該当し得ることから、公正取引委員会との調整に関する規定が置かれた。

特措法によっても、インサイダーが自主的に減車を行うにとどまるが、協議会参加に応じないタクシー事業者(アウトサイダー)については、そもそもこの仕組みに取り込むことができない。インサイダーとアウトサイダーとの間で、減車をめぐると不公平感が生じることは避けられない。また、特措法には独禁法の適用除外を定める規定がなかったため、地域協議会における運賃の共同決定行為等が独禁法3条違反とされる事件が発生したことから、独禁法の適用関係の整理も課題となった。

その後、特措法は平成25年に改正された(特定地

域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法。以下「改正特措法」)。特措法が政府立法であったことに対して、改正特措法が議員立法であった点は特に指摘できよう。改正特措法は、特措法の特定地域に関する制度を「準特定地域」(供給過剰のおそれがある地域)に概ね引継ぐ一方で、供給過剰になっている地域を新たな「特定地域」として、運輸審議会への諮問を経た上で国土交通大臣が指定するものとした。特定地域に指定されると、新規参入・増車が禁止される(準特定地域では、新規参入を許可制、増車を認可制とする)。特定地域計画において供給輸送力の削減目標・実施方法を定め、インサイダーは事業者計画に基づき自主的な供給削減措置を実施する。特定地域計画及びそれに基づく行為を独禁法の適用除外とする旨の規定も置かれた。そして、すべてのインサイダーの事業者計画が国土交通大臣の認可を受けた場合、国はアウトサイダーに対して減車勧告・減車命令を行うことができるとされた。なお、道路運送法上の緊急調整措置は、改正特措法を機に廃止された。

4. 結びに代えて

平成12年の道路運送法改正によって規制緩和を図り、競争市場を志向したタクシー事業をめぐる、国は特措法、改正特措法を制定するに至り、再規制とも言うべき動きを見せている。もちろんこれには批判があり得るし、改正特措法に基づく運賃制度(特定地域、準特定地域については、従前の自動認可運賃と同額の「公道幅運賃」を設定し、下限割れには変更命令等を発する仕組み)に対しては、訴訟も頻発している(そのうちの一つ、大阪高決平成27年1月7日判時2264号36頁に対する評釈として、拙稿・自治研究92巻9号129頁)。

供給過剰の是正という「適正化」だけでなく、「活性化」を推進することも、特措法、改正特措法の趣旨とするところである。初乗り距離を短縮し、約1kmを410円で利用できるという社会実験が東京都内で実施され、利用者には概ね好評だったようである(『日本経済新聞』平成28年10月18日朝刊5面)。タクシー需要を喚起する可能性は、まだ十分に残されているように思える。

規制緩和の優れた効果が当初の目論見どおりに現れ、競争が正常に機能すると確実に言い切ることは難しい。思うように上手くいかないときの方針転換も、他方で政策の連続性を無視することができず、決して容易ではない。タクシー事業の経験をたどるとき、改めて考えさせられるのである。

【参考文献】

- ・ 交通政策審議会「タクシー事業を巡る諸問題への対策について(答申)～地域の公共交通機関としてのタクシーの維持、活性化を目指して～」(2008年)。
- ・ 山崎治「タクシー事業」国立国会図書館・調査及び立法考査局『経済分野における規制改革の影響と対策』(2009年)31頁。
- ・ 井手秀樹「タクシー事業における規制緩和から再規制」三田商学研究55巻5号(2012年)41頁。
- ・ 太田和博「タクシー市場およびタクシー政策の研究課題」タクシー政策研究創刊号(2013年)3頁。
- ・ 山越伸浩「タクシー『サービス向上』『安心利用』促進法について一国会における論議と施策への反映等」立法と調査354号(2014年)73頁。
- ・ 日野辰哉「タクシー事業規制における競争自由と公益」法教409号(2014年)49頁。
- ・ 青木亮「タクシー事業の規制緩和と経済学」経済セミナー681号(2014年)38頁。

(あおき・じゅんいち=慶應義塾大学

法学部准教授)

国際原子力法学会 (INLA) 第22回インド本大会等出張報告

研究員 村上 恵也

研究員 小路 智也

1. はじめに

本年11月7日から11月11日まで、インドのニューデリーで開催された国際原子力法学会 (International Nuclear Law Association - INLA) 第22回インド本大会への参加を目的として、インドに出張する機会を得た。参加者は、野村豊弘理事長、村上恵也研究員および小路智也研究員の3名であった。また、大会期間中の11月8日には在インド日本国大使館を訪問した。本稿ではその概要を報告する。

2. INLA第22回インド本大会について

(1) INLAの概要

INLAは、原子力の平和利用に関する法的諸問題についての研究の促進、研究者間の交流・情報交換等を目的に、1972年に設立された国際学会であり、本大会が隔年で開催され、本大会が非開催の年にドイツ支部大会が開催されている (当研究所の野村理事長はINLA理事を務めている)。大会には、欧州諸国を中心に世界各国の研究者や規制当局関係者、国際機関担当者、原子力関連事業者、弁護士等が参加している。

(2) セッションの概要等

大会には、開催国のインドを中心に、欧州諸国、米国、ロシア、トルコ等から約200名の参加があり、セッションが次のとおり開催された。

- ・セッション1 : オープニングセッション
- ・セッション2 : インドにおける原子力エネルギー計画&平和利用
- ・セッション3 : 原子力損害に対する民事責任に関する国内法、条約の改正
- ・セッション4 : 続・原子力損害に対する民事責任に関する国内法、条約の改正
- ・セッション5 : 気候変動政策と原子力エネルギー分野に与える影響 : 近時の動向と

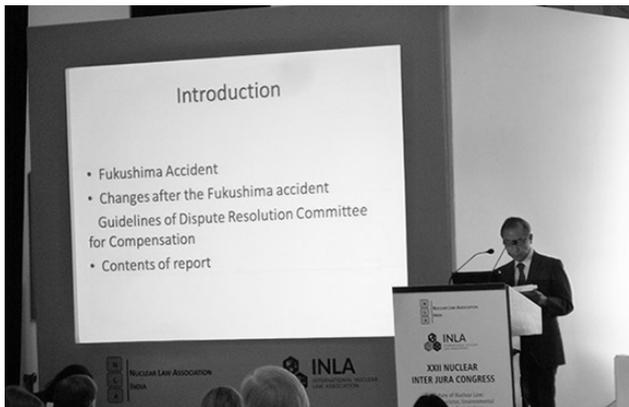
将来の影響

- ・セッション6 : 原子力ファイナンスー挑戦とアプローチ
- ・セッション7 : 原子炉の新設における産業界の関与
- ・セッション8 : 地域レベルのエネルギー (アフリカ諸国, インド, 日本等)
- ・セッション9 : 核物質輸送
- ・セッション10 : 核物質防護
- ・セッション11 : 放射性廃棄物管理ー管轄区域における政策と挑戦
- ・セッション12 : 原子力エネルギー事業&関係訴訟における市民団体の参加
- ・セッション13 : イランの核取引ー交渉経験の共有&ビジネスへの影響評価
- ・セッション14 : 核セキュリティ&管轄区域における取組み
- ・セッション15 : 安全規制に関する比較検討とワーキンググループレポート

- ・セッション16 : 放射線防護における将来の動向
- ・セッション17 : 電離放射線に対する患者の防護

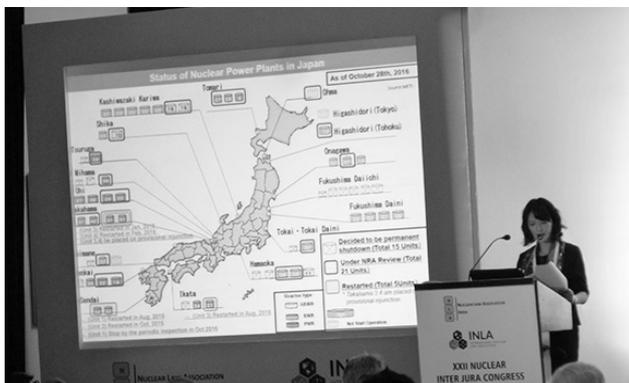
以上のセッションは、それぞれのテーマに沿って、参加者による報告および質疑応答という形式で運営された。

このうち、セッション4「続・原子力損害に対する民事責任に関する国内法、条約の改正」では、野村理事長より、「Japanese experience on compensation of nuclear damage caused by Fukushima accident (福島事故による原子力損害の補償における日本の経験)」というテーマで、福島事故、原子力損害の賠償に関する法律、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針の法的性質、原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)、東京電力がこれまでに支払った賠償額等について報告した。



(野村理事長による報告)

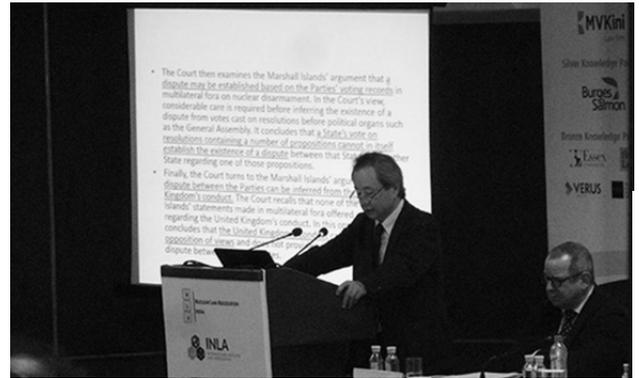
セッション8「地域レベルのエネルギー」では、慶應義塾大学の遠藤典子特任教授より、「JAPAN'S NUCLEAR ENERGY SITUATION (日本の原子力エネルギー情勢)」というテーマで、日本のエネルギー基本計画、原子力発電所に係る新規制基準についての紹介や、福島事故後における電気料金の上昇、温室効果ガス排出量の増加、核燃料サイクル等、日本のエネルギー政策における課題について多岐にわたる報告がなされた。



(遠藤特任教授による報告)

セッション10「核物質防護」では、成城大学の川崎恭治教授より、「*Actio popularis* and obligations *erga omnes* before the International Court of Justice: from the South West Africa cases (1966) to the Marshall Islands cases (2016) (国際司法裁判所における民衆訴訟と対世的義務)」というテーマで、マーシャル諸島が2014年に、イギリス、パキスタン等の核保有国に対し、核兵器不拡散条約6条¹違反および慣習国際法上の核軍備競争早期停止義務・核軍縮交渉義務履行を求めて国際司法裁判所に提訴したケース、義務違反を理由とする国際司法裁判において原告適格が問題となったケース(1966年

南西アフリカ事件²)、国際社会全体に対する国家の義務：対世的義務について初めて言及されたケース(1970年バルセロナ・トラクション会社事件³)、第三国が対世的義務違反を理由に提訴することが認められたケース(Questions relating to the Obligation to Prosecute or Extradite case (2012) and Whaling case (2014))等について報告がなされた。



(川崎教授による報告)

また、セッション17「電離放射線に対する患者の防護」では、野村理事長より、「The Protection of Patients against Ionizing Radiation in Japan (日本における電離放射線からの患者の防護)」というテーマで、医療放射線の使用に関する法規、放射線障害に関する賠償規定等について紹介がなされるとともに、医療放射線リスクにおける法規等の策定に関して政府が消極的であることへの危惧について報告した。

また、村上浩一研究員(当時)が提出した論文「Conclusion of the CSC and its domestic implementation in Japan (日本のCSC締結とその国内実施)」および村上恵也研究員が提出した論文「Transition of the Nuclear Regulatory Bodies in Japan (日本における原子力規制組織の変遷)」の内容が、それぞれセッション3「原子力損害に対する民事責任に関する国内法、条約の改正」およびセッション14「核セキュリティ&管轄区域における取組み」においてINLA事務局より紹介された⁴。

(3) 所感

原子力エネルギーの利用を積極的に進めるインドでの開催であったからか、十分な安全対策を前提とした原子力エネルギーの利用についての報告が中心

となっていた。セッション 2 「インドにおける原子力エネルギー計画&平和利用」においては、高速増殖炉の設置についての報告、セッション 5 「気候変動政策と原子力エネルギー分野に与える影響」においては、気候変動政策における原子力の重要性について言及されており、非常に印象的であった。

また、「原子力損害に対する民事責任に関する国内法、条約の改正」について 2 つのセッションが設けられており、インドでは原子力損害に対する民事責任の問題が大きな課題となっていることを強く印象付けるものであった。同セッションにおいては、各国の報告者の多くが福島事故後の法政策の変化について言及しており、福島事故が多方面に大きな影響を与えたことを改めて痛感させられた。

3. 在インド日本国大使館を訪問して

大会期間中の 11 月 8 日に在インド日本国大使館を訪問した。訪問に際しては、早稲田大学大学院の道垣内正人教授、法政大学の岡松暁子教授にご同行いただいた。

I N L A 第 22 回インド本大会の内容や、日本における原子力エネルギーの情勢等について情報提供させていただいたうえで、日印原子力協定(2016年11月11日署名)やインドの政治情勢、経済事情、電力事情、文化に至るまで、幅広くお話を伺った。

ご公務でお忙しい中、ご対応いただいた平松特命全権大使のご厚情に深く感謝申し上げたい。



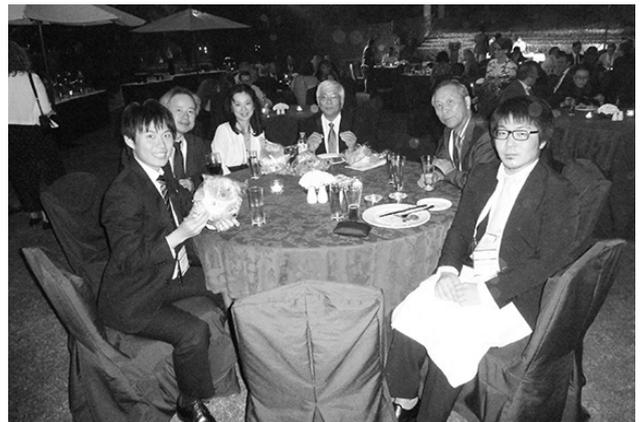
(在インド日本国大使館にて)

左より：村上(恵)研究員、岡松教授、野村理事長、平松特命全権大使、道垣内教授、小路研究員

4. おわりに

I N L A 第 22 回インド本大会への参加を通じて、国際的な原子力関係の最新の報告および議論を聴講できたこと、福島事故から 5 年が経過した今、世界各国がエネルギー法政策についてどのようなビジョンを描いているのかを知ることができる機会を得られたことは、大変貴重な経験であった。また、日本の原子力損害賠償制度やエネルギー政策について参加者から多くの質問が寄せられており、その関心の高さが伺われた。原子力をはじめとするエネルギー法分野について日本から世界へ情報発信していくためにも、この経験を当研究所の今後の研究活動にどのように活かしていくかが非常に重要となるだろう。

最後に、ご多忙であるにもかかわらず、今回のインド出張に際し、訪問先の方々をはじめ、多大なご尽力をいただいた関係者の皆さま方に、この場を借りて深く御礼申し上げたい。



(Welcome Party (The Imperial New Delhi内)にて)

左より：小路研究員、川崎教授、岡松教授、道垣内教授、野村理事長、村上(恵)研究員

【注】

¹ 各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

² 戸田五郎「原告適格」別冊ジュリスト・国際法判例百選（第2版）（2011年）198-199頁。

³ 川崎恭治「会社の保護」別冊ジュリスト・国際法判例百選（第2版）（2011年）144-145頁。

⁴ 野村理事長，村上恵也研究員および村上浩一研究員（当時）が提出した論文は当研究所ホームページに掲載している。（<http://www.jeli.gr.jp/>）

特別研究講座の開催

平成28年10月7日，名古屋大学名誉教授・弁護士
の森嶋昭夫様を講師にお迎えし「原子力の安全と司法—高浜原発3・4号機再稼働差止大津地裁決定を
考える」をテーマに平成28年度第2回特別研究講座
を開催した。



（名古屋大学名誉教授・弁護士 森嶋昭夫様）

はじめに，原子力発電所に係るこれまでの行政訴訟および民事訴訟それぞれの特徴を概観したのち，

「原発再稼働禁止仮処分申立事件」（大津地裁平
28・3・9）を素材に，民事保全法23条2項に定め
る仮処分命令の要件（著しい損害又は急迫の危険）
や，主張立証（疎明）責任等の論点についてご説明い
ただいた。

講演後の質疑応答では，行政訴訟（無効確認）と
民事訴訟（運転差止）の併合や，「急迫の危険」の
解釈等についての質問があり，活発な議論が行われ
た。



研究班の動き

(10・11月)

原子力損害賠償法制の課題検討班

10月4日の第12回研究会では、水野研究委員より「福島原発事故と企業活動に伴うリスクー近時の2つの裁判例の検討を通じてー」というテーマでご報告をいただいた。福島第一原子力発電所事故の損害賠償に係る中間指針について確認したのち、主として間接被害が争点となった事例（大阪地判平27・9・16）と、損益相殺が争点となった事例（札幌地判平28・3・18）の2事例についてご紹介いただき、相当因果関係説とドイツの危険性関連説、損益相殺と損害軽減義務違反等の比較も行いながら判例の検討を行った。

エネルギー資源確保に関する国際問題検討班

10月21日の第14回研究会では、塚本研究員より「I S N L 2016（国際原子力法スクール）受講記」というテーマで報告を行った。塚本研究員が出席したI S N L 2016のカリキュラムのうち、原子力安全と核物質防護・核物質不正取引の防止について、その講義内容を紹介したのち、原子力安全に係るウィーン宣言の法的位置付けや非核地帯条約と核物質防護との関係等について検討を行った。

11月18日の第15回研究会では、中西研究委員より「EUの自由貿易協定における投資裁判所について」というテーマでご報告をいただいた。T T I P やC E T A等、EUが結ぶ（または交渉中である）自由貿易協定を素材に、投資裁判所における適用可能な法規と解釈方法等について整理したのち、投資家の保護に関するEU域内外での相違や、EU法の自律性を侵害するおそれといった、投資裁判所に対する批判について検討を行った。

環境に関する法的問題検討班

11月25日の第13回研究会では、高島研究委員より「深海底活動保証事件と予防的アプローチ」というテーマでご報告をいただいた。ナウルの提案にもとづき、国際海底機構が深海底の資源開発における保証国の義務と責任の範囲に関する法律問題について、

2010年にI T L O S（国際海洋法裁判所）の海底紛争裁判部に勧告的意見を要請した事件を素材として、深海底活動における保証国の義務と責任の範囲、国際環境法における相当注意義務と予防的アプローチ、国家責任法における厳格責任や対世的義務の性質、国際法における予防原則の概念等について議論を行った。

電力システム改革に関連する競争政策検討班

10月31日の第16回研究会では、土田研究委員より「エネルギー事業と最恵国待遇（MFN）条項」というテーマでご報告をいただいた。契約の一方当事者（売手または買手）が他方当事者に、他の買手または売手に対する条件と同等の取引条件を約するMFN条項について、国内外の事例を概観したのち、近時のAmazon等のオンラインプラットフォームにおけるMFN条項の競争法上の問題について検討を行った。

11月28日の第17回研究会では、柴田研究委員より「情報と市場支配力ードイツ競争制限防止法第9次改正をめぐる議論を中心に」というテーマでご報告をいただいた。効果的な合併規制および支配力の濫用からの保護を確保することが意図されたドイツの競争制限防止法改正案を概観したのち、GoogleやFacebook等の一部の事業者にデータが集中することによる懸念が指摘されることから、競争法上におけるデータの経済的意義や市場支配力等について検討を行った。

再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班

10月7日の第2回研究会では、電力中央研究所社会研究所主任研究員の佐藤佳邦様より「地球温暖化対策と競争政策ー欧州の再生可能エネルギー電力買取制度を題材に」というテーマでご報告をいただいた。再生可能エネルギー普及政策（FIT制度）は、特定電源の電力買取を政府機関が価格を定めて義務付けるものであり、市場競争メカニズムと不整合なのではないか、と考えられることを欧州の事例をも

とに考察したのち、日本の再生可能エネルギー普及策においては、競争政策上どのような配慮が必要か検討を行った。

原子力安全を巡る法的論点検討班

11月24日の第15回研究会では、川合研究委員より「原子炉の設置変更許可手続をめぐる問題」というテーマでご報告をいただいた。日本における原子炉

等規制法にもとづく設置変更許可手続について概観したのち、ドイツの原子力法にもとづく変更許可手続との比較を行うことで、いわゆる「段階的手続」である両国の許認可手続の違いについて考察した。また、日本の設置変更許可について遡及効の有無や、新規制基準適合性審査における裁量の幅についても検討を行った。

新着図書案内

(10・11月)

書 名	著 者	出 版 社
原子力安全・保安院政策史	橘川 武郎, 武田 晴人	経済産業調査会
そうなったのか! 電力自由化	電気新聞メディア事業局 編	日本電気協会新聞部
精神論抜きの地球温暖化対策 パリ協定とその後	有馬 純	エネルギーフォーラム

日本エネルギー法研究所月報 (隔月発行)

2016. 12. 28 Vol. 243

編集発行 日本エネルギー法研究所 月報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田 7-9-2
五反田 T G ビル 8 F
電 話 03-6420-0902 (代)
U R L <http://www.jeli.gr.jp/>
e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
印 刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。